

■北条12区 佐々木代表区長挨拶 「行政と住民協力のまちづくり」



新年あけましておめでとうございます。
この度、北条12区の代表区長の役職を拝命いたしました、南町の佐々木でございます。今後ともよろしくお願いいたします

現在の市街地は、空き店舗や空き家が多く人口が減少しています。火災等の災害時に緊急車両が通行できない狭い道もあり、住環境の改善は大きな課題だと認識しています。

昨年には行政と住民協力のまちづくりとして、北条市街地住環境整備の勉強会が3回開催されました。私も勉強会に参加させていただきました。

北条市街地の課題を解決するには、行政と地域住民の皆様のご協力が必要です。住みよい町の実現に向け、住民皆様のご協力をお願いいたします。



■住環境整備が始まりました 「小さな一歩から 大きな一歩へ」

住民の方から後退道路用地のご協力を得て 道路拡幅工事を実施しています

市街地住環境整備事業は、狭い道路の後退道路用地内に建っている住宅を取り壊し市が後退道路用地の提供を受け、道路整備を行います。

この度、住民の方から後退道路用地についてご協力をいただきました。市街地住環境整備は、行政だけでなく住民の皆様のご協力が必要な事業です。住み良い街づくりの実現に向けて、今後ともご協力をお願いします。



現在施工中の工事は、延長約26mの道路拡幅工事です。市街地住環境整備事業が一歩を踏み出しました。この一歩が大きな一歩となりますように、期待しています。

1月 : 工事着工
2月末 : 工事完成予定



工事着工前(栄町地内)



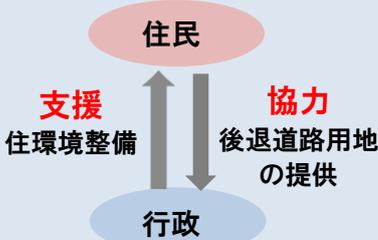
工事施工状況



工事施工状況(2015.1.22時点)

建築基準法では、道路幅が4m未満の道路は、道路中心より2m後退した線が敷地境界とみなされます。道路後退用地(上図:赤塗箇所)は、個人の所有地ですが、建築物、塀、擁壁等の設置は出来ません。

所有者の方から道路後退用地の提供を受け、市が道路拡幅工事を行います。



◆助成制度を策定します

現在、市では市街住環境整備に推進に向け、住民の皆様のご協力を支援する制度を策定しています。支援制度の具体的な内容は、間もなく公表させていただきます。

市街地住環境整備事業は住民の皆様のご協力が不可欠です。今後ともご協力よろしくお願いいたします。

助成制度(案)の概要

- ①建物除却費を一部助成します
- ②後退道路用地の面積に応じた奨励金を支払います